4．ロシア連邦・連邦議会国家会議議員選挙制度

2005 年 5 月 18 日付「ロシア連邦・連邦議会国家会議議員選挙法」[1]の要点

1. 比例代表制に一本化

小選挙区比例代表並立制から拘束名簿式全国一区比例代表制のみの選挙制度へ移行

2. 政党候補者名簿[2]

①政党候補者名簿は地域割りされていなければならない［第 36 条第 9 項］。
②政党候補者名簿の候補者のうち地域割りされていない部分[3]は 10 名を超えてはならない［第 36 条第 20 項］。
③政党候補者名簿の候補者総数は 600 名を超えてはならない［第 36 条第 22 項］。
④政党候補者名簿の例

A 党候補者名簿
全連邦部分
1　ウラジーミル・イリイチ・レーニン
2　レフ・ダヴィドヴィチ・トロツキー
3　ヨシフ・ヴィサリオノヴィチ・スターリン
地域割り部分
アディゲア共和国
1　ニキータ・セルゲーエヴィチ・フルシチョフ
2　レオニード・イリイチ・ブレジネフ
3　ユーリー・ウラジーミロヴィッチ・アンドロポフ
4　コンスタンチーン・ウスチーノヴィチ・チェルネンコ
アルタイ共和国
1　ミハイール・セルゲーエヴィチ・ゴルバチョフ
2　ボリース・ニコラーエヴィチ・エリツィン
3　ウラジーミル・ウラジーミロヴィチ・プーチン
4　ミハイール・イェフィーモヴィチ・フラトコフ
・・・・・・・・

⑤政党候補者名簿の地域割り
1)政党候補者名簿の 1 つの地域は、1 つの連邦構成主体、または複数の連邦構成主体、あるいは 1 つの連邦構成主体の一部である［第 36 条第 9 項］。
2)政党候補者名簿の 1 つの地域の選挙人の数は 65 万人以上 300 万人以下でなければならない［第 36 条第 10 項］。
3)1 つの連邦構成主体の選挙人の数が 130 万人以上の場合は、1 つの連邦構成主体の一部で、政党候補者名簿の 1 つの地域をつくることができる［第 36 条第 11 項］。
4)1 つの連邦構成主体の選挙人の数が 300 万人以上の場合は、1 つの連邦構成主体の一部を 1 つの地域とする政党候補者名簿をつくらなければならない［第 36 条第 12 項］。
5)ロシア連邦中央選挙委員会は、国家会議議員選挙を公示しなければならない最終期限の 20 日以上前までに、また任期満了前の選挙の場合には国家会議議員選挙の公示についての決定の公表の日から 5 日以内に、

[1] *Собрание законодательства Российской Федерации*, No. 21, 23 мая 2005г., Ст. 1919. 2005 年 4 月 22 日国家会議採択、2005 年 5 月 11 日連邦会議承認、2005 年 5 月 18 日大統領署名、第 6 条を除き 2006 年 12 月 7 日発効［第 94 条第 1 項］。ただし第 6 条は公表後ただちに発効。その後、26 回にわたり修正されている。
[2] 直訳では、「連邦候補者名簿」。
[3] 直訳では、「全連邦部分」。

政党候補者名簿の地域割りのための地域境界線を決定する［第 36 条第 13 項］。

3. 選挙の不成立

①いずれの政党も得票率[4]が 7%未満［第 82 条第 4 項の 2］。
②すべての政党の得票総数が投票参加者数の 60%またはそれ以下の場合［第 82 条第 4 項の 3］。

4. 選挙の無効

①投票の実施あるいは投票結果の確定に際して犯された違反のために、選挙人の意志表示の結果を正しく確定できない場合［第 82 条第 5 項の 1］。
②投票結果が無効となった投票区の選挙人数が選挙人総数の 25%以上の場合［第 82 条第 5 項の 2］。
③裁判所の判決による場合［第 82 条第 5 項の 3］。

5. 政党別議席配分の方法

①得票率 7%以上の政党が 2 つ以上あり、かつそれらの政党に投じられた投票数の合計が投票参加者数の 60%を超えた場合、得票率 7%以上の政党に議席が与えられる［第 82 条第 7 項］。→表 1

表 1

	得票数	得票率(%)	議席獲得
A 党	7,530,168	14.81	○
B 党	1,428,609	2.81	×
C 党	19,317,892	37.98	○
D 党	1,042,871	2.05	×
E 党	4,349,357	8.55	○
F 党	2,027,912	3.99	×
G 党	12,813,769	25.20	○
H 党	2,346,527	4.61	×
合計	50,857,105	100	

A 党、C 党、E 党、G 党の得票率合計＝14.81＋37.98＋8.55＋25.20＝86.54

②得票率 7%以上の政党に投じられた投票数の合計が投票参加者数の 60%またはそれ以下の場合、議席を獲得した政党に投じられた投票数の合計が投票参加者数の 60%に達するまで得票率の高い順に得票率 7%以下の政党に議席が与えられる［第 82 条第 8 項］。→表 2

表 2

	得票数	得票率(%)	議席獲得
A 党	11,000,000	22	○
B 党	7,500,000	15	○
C 党	4,000,000	8	○
D 党	3,000,000	6	○
以上合計	25,500,000	51	
E 党	2,500,000	5	○
F 党	2,500,000	5	○
以上合計	30,500,000	61	
G 党	2,000,000	4	×

[4] 各政党の得票率は、計算式［各政党に賛成投票した選挙人数÷投票参加者数＝得票率］により求められる。

H 党	2,000,000	4	×
I 党	2,000,000	4	×
J 党	2,000,000	4	×
K 党	1,500,000	3	×
L 党	1,500,000	3	×
M 党	1,500,000	3	×
N 党	1,500,000	3	×
O 党	1,500,000	3	×
P 党	1,500,000	3	×
Q 党	1,500,000	3	×
R 党	1,000,000	2	×
合計	50,000,000	100	

③1 つの政党の得票率が 60%を超え、他の政党の得票率が 7%以下の場合、得票率 7%以下の政党のうち最多得票した政党にも議席が与えられる［第 82 条第 9 項］。→表 3

表 3

	得票数	得票率（%）	議席獲得
A 党	31,000,000	62	○
B 党	3,000,000	6	○
C 党	2,500,000	5	×
D 党	2,000,000	4	×
E 党	2,000,000	4	×
F 党	1,500,000	3	×
G 党	1,500,000	3	×
H 党	1,500,000	3	×
I 党	1,500,000	3	×
J 党	1,500,000	3	×
K 党	1,000,000	2	×
L 党	1,000,000	2	×
合計	50,000,000	100	

④そのほか、得票率が 6%以上、7%未満の政党に 2 議席、5%以上、6%未満の政党に 1 議席が与えられる［第 82 条第 10.1 項］。
⑤議席を獲得することのできる政党の得票数を合計し、それを 450（④の事態が生じた場合には、④の条件で与えられた議席を差し引いた数）で割った商を第一次当選基数とする［第 83 条第 1 項］。
　選挙結果が表 1 の場合：第一次当選基数＝44,011,186÷450＝97,803
⑥議席を獲得することのできる政党の得票数を第一次当選基数で割った商の整数部分の数字がそれぞれの政党の獲得議席数となる［第 83 条第 2 項］。→表 4

表 4

	得票数	計算式	整数部分	議席
A 党	7,530,168	÷97,803＝　76.99	76	77
C 党	19,317,892	÷97,803＝　197.52	197	198
E 党	4,349,357	÷97,803＝　44.47	44	44
G 党	12,813,769	÷97,803＝　131.02	131	131
合計	44,011,186		448	450

⑥上記［第 83 条第 2 項］の手続き後、残余議席がある場合は、第 83 条第 2 項の手続きの商の小数部分の大きい順に議席を配分する。小数部分が同一の場合は得票数の多い政党に先に議席を配分する［第 83 条第 3 項］。

6. 各政党候補者名簿内の地域別議席配分の方法

①政党候補者名簿の地域割りされていない候補者がある場合には、まずそれらの候補者に議席を与え、残りの議席を地域別候補者に与える［第 83 条第 4 項］。
A 党の場合：レーニン、トロツキー、スターリン各候補がまず当選
残りの議席は 74 議席
②A 党の得票数を地域別候補者に与える議席数で割りその商を第二次当選基数とする［第 83 条第 5 項］。
A 党の地域別議席配分のための第二次当選基数＝7,530,168÷74＝101,759
③A 党の地域別得票数を第二次当選基数で割った商の整数部分の数字が当該地域の獲得議席数となる［第 83 条第 5 項］。→表 5

表 5

地域名	票数	計算式	整数部分	議席
アディゲア共和国	200,000	÷101,759＝ 1.97	1	2
アルタイ共和国	300,000	÷101,759＝ 2.95	2	3
アムール州	1,800,000	÷101,759＝ 17.69	17	18
コストロマ州	600,000	÷101,759＝ 5.90	5	6
ロストフ州	500,000	÷101,759＝ 4.91	4	5
モスクワ市○○地区	2,100,000	÷101,759＝ 20.64	20	20
モスクワ市△△地区	2,030,168	÷101,759＝ 19.95	19	20
合計	7,530,168		68	74

アディゲア共和国ではフルシチョフ候補、ブレジネフ各候補が当選
アルタイ共和国ではゴルバチョフ、エリツィン、プーチン候補が当選

④上記［第 83 条第 5 項］の手続き後、残余議席がある場合は、商の小数部分の大きい順に議席を配分する。小数部分が同一の場合は得票数の多い地域に先に議席を配分する［第 83 条第 5 項］。

7. 阻止条項 7%の問題点

①ドイツでは 5%阻止条項。
②ポーランドでは単独政党が 5%、政党ブロックについては 8%阻止条項がある。
7%阻止条項は小政党には不利であることは明らか

8. 小選挙区制廃止の問題点

①全国一区比例代表制とはいえ地域別名簿により小選挙区制的な制度を加味しているので、小選挙区を廃止したとしても、地域密着型の選挙運動が実施される状況は余り変化がないと考えられる。
②カリスマ的指導者（ジリノフスキー）や著名人（有名政治家、文化人、俳優、スポーツ選手）が名簿上位に載ることで、浮動票が集まるため、浮動票により選挙結果が左右されるという面がより強くなる。